

中外新聞

合本  
卷三

洋学文庫  
文庫 8  
C 495  
3



不許翻列

慶應四季閏四月第三板

# 中外新聞

## 卷三

第十四号より  
第廿号まで

開物社印

中外新聞第十四号

慶應四年四月十九日

勝任氏回籠書

### 鎮撫使よりの布告

今般海陸進軍は朝敵□□硬命の族の誅鋤遊されし  
 敵慮の処當人悔悟謹慎は付て、後來の行狀雖不可赦生  
 冥塗炭の艱苦不<sub>レ</sub>は為忍罪魁を<sub>レ</sub>ら猶死一等を<sub>レ</sub>宥以上を帰  
 嚮の輩を勿論既往を不咎才能及び有志の者を<sub>レ</sub>抜擢億兆  
 愛撫の意四海よ<sub>レ</sub>は表示の<sub>レ</sub>思召よ<sub>レ</sub>て徳川譜代陪臣小吏  
 に至るまで凍餒の患無之様は扶助可<sub>レ</sub>は成下は<sub>レ</sub>付疑懼を  
 不抱此<sub>レ</sub>御意を奉戴<sub>レ</sub>士農工商一切安堵營業可<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>尚<sub>レ</sub>追

第十四号

關廷より徳教の宣布に共當分徳川祖宗の良法に其  
終變更無之の条勅 王一途心得違ひ有之間敷に且當國諸  
事訴訟等を聊無忌諱當總督府より可申出に其上至當公平  
の裁判可有之りのあり

辰四月

東海道鎮撫總督府

○大坂よりの書状写

禁裏様三月廿三日晝時西御堂へは為 入に手輕の 由行  
幸由道筋も至て穩りて静よ座に  
廿六日早天より天保山へ 由幸海岸防禦の様子 由敬覽

船軍の稽古も 天覽に相成に由りて海中へ大筒打込の音  
市中へ相響きやに

由幸まぐの市中より色々悪説申觸に共万事鎮靜の由  
事より大よ安堵仕に金相場も二百三四十匁を引揚可申  
とや人氣の処其後あく下落いゝ二百四匁より五匁位よ  
相成に依之大坂表人氣至て穩よ座に必由案トは下間  
敷に

来月五日頃 由発輦より南都へ 由越夫より 由帰京と  
中事よ座に

三月廿八日

○ 歎願書

一城の儀を徳川家相續の者相定り以て一時田安へ預  
け給 仰付の儀奉願の甚見越し以て儀を申上奉恐入以へ  
共尾張家へ相續給 仰付の儀を 以て免奉願度事  
一軍艦銃砲を徳川家名に立給成下高并領地相極り以上  
差上の様仕度事

右二ヶ條格別の寛典を以て 以て差免相成の儀に尽力の程  
奉願の素より有罪の私共右様の件に奉願の儀上を 天朝  
の怒り奉觸の儀も難計下を主人□□の趣意に背き以て儀を  
も以て共此際も當り百年の生命の為に千載の汚名を捨置

恨を合て命を奉り以て松より海陸兩軍臣子節操相立不申  
以間私共一同の心中に賢察に成下幾重にも相貫き以て様  
執成奉願度此段歎願仕以謹言

四月 日 海陸兩軍一同

○  
静寛院宮様 実成院様を田安の殿へ移 天璋院様を  
橋の殿へ移 座の  
上様を去る十一日水戸表へ 途相成  
十二日より口と門の固め左の如し

竹橋 清水 田安 半蔵

右四ヶ所田安殿に預りて往来通行是迄通り

外櫻田 西九大手 神田橋

右口へ官軍人數に固めあり外櫻田と神田橋との往来通行あり

坂下 内櫻田 大手 平川 矢来 馬場先

和田倉 雉子橋 一橋

右口へ一切官軍番兵は差置は事

○横濱新聞訳文

四月七日到着の英船に託して長崎在苗の外国人某より一封の書状を贈り其大意左の如し  
此程長崎表の形勢甚穩あり薩長土三藩互に不和を生じ  
はや或は計畧より我其境に相ふらばは共市中諸方へ張  
札いよ一日の薩長の所置を誹謗し一日を長土の處置を  
非難し又次の日の薩土の悪行を書記しあど日々の事をして  
三藩の家臣共互に疑惑を生じいよ戦争よに至り不中  
いよ共只今の様子よ何時事の起りは哉も難計甚心配  
いよい

○信州路報告

此程相乗船三といふ者并外七人信州追分宿して梟首せられ外十餘人の者片鬘片眉剃落し追放し相成り右ハ惣三巨魁して無頼の悪徒を集め官軍先鋒嚮導隊と唱へ 総督府の命と偽り信州の村々を乱妨し良民を劫し金銀を貪り其悪事露顕せし故ありと承及申し云々

○箱館来状の写

此表りてハ江戸の様子委敷相分らん甚心配仕り會津追討の後仙臺へは命の由とりくの噂も此座に何故り仙臺隣国の諸侯仙臺城下へ追く使者差出し殊の外混雜の由も

此座に

中外親岡江戸表りて出来の由りて九号まで手入りの望人沢山有之の間幸便し差送可なり下は奉行衆を初め役々皆當所引拂の苦りて魯西亞国蒸気船に雇ひ相成迎船として相廻りり処 勅使此下向の後場所引渡り以上りて一同引拂り等し決定しり今暫出帆延引可仕り共不遠拜顔可相叶し相樂なり

四月二日

海軍局の社中りて内外新報と号する新聞紙出板り杉田玄端著述健全学中編二冊発売也

柳河春三編輯西洋雜誌卷三出板を此後毎月一二冊つゝ出  
来まふ

○  
偶成

作者不詳

四海今將帰一家、此時無用手空又、不知心事對誰訴、且向春風  
數落花、  
或曰市尹石川氏之作

無題

草莽微言何益世、強論時事不勝嗟、豈如携着一瓢酒、日訪春園  
處之花

中外新聞第十五号

慶應四年四月廿一日

英漢新聞紙の抄譯

英吉利イギリスのフ・オ・アダムを日本在苗全權公使の書記官に任  
ぜり

佛蘭西国帝ナポレオンを喘息を煩ひ餘程の重症あり  
同国の太子ハ巴勒を出立し北日耳曼又旅行を

北日耳曼とい字漏生同盟の諸国を云ふ

此程魯西亞の政府より令を下し波蘭国人の兵器を持つ事  
を禁じ悉く其所有の兵器を取上り但し税銀六ルーブルを

出<sup>し</sup>て其支配<sup>し</sup>より免許<sup>を</sup>得<sup>ま</sup>すバ兵器<sup>を</sup>買<sup>い</sup>求<sup>め</sup>る事<sup>を</sup>得<sup>べ</sup>し  
しこれを所<sup>よ</sup>持<sup>ち</sup>たる者<sup>を</sup>年々<sup>に</sup>此税<sup>を</sup>出<sup>さ</sup>すべし

ル<sup>ー</sup>ブル<sup>を</sup>銀錢<sup>の</sup>名<sup>よ</sup>しとドル<sup>の</sup>七分五厘<sup>を</sup>通用<sup>を</sup>

石川長次郎 訳

○ウスリ地方の説讀第二

ホルタエンペリヤル港<sup>の</sup>周辺<sup>を</sup>力<sup>を</sup>極<sup>め</sup>て穿鑿<sup>を</sup>あ<sup>し</sup>樹  
林<sup>の</sup>價<sup>を</sup>精細<sup>に</sup>見定<sup>め</sup>たり千八百六十三年<sup>に</sup>これを輸出<sup>す</sup>  
る人々<sup>は</sup>賣<sup>り</sup>与<sup>ふ</sup>事<sup>を</sup>決<sup>せ</sup>りブライク<sup>と</sup>左<sup>フ</sup>氏<sup>の</sup>説<sup>を</sup>據<sup>れ</sup>  
てホルタエンペリヤル港<sup>の</sup>近辺<sup>の</sup>樹林<sup>を</sup>心<sup>を</sup>用<sup>ひ</sup>て支配<sup>す</sup>

それバ莫大<sup>の</sup>利益<sup>あり</sup>と云<sup>ふ</sup>其林<sup>の</sup>樹木<sup>を</sup>樅<sup>樹</sup>落葉<sup>松</sup>  
白樺<sup>黄</sup>樺<sup>黒</sup>樺<sup>白</sup>楊<sup>榆</sup>樹<sup>及</sup>び叢生<sup>の</sup>姿<sup>あり</sup>て榲<sup>楓</sup>秦<sup>皮</sup>榆<sup>樹</sup>菩  
提<sup>樹</sup>榛<sup>杉</sup>等<sup>ら</sup>り其木<sup>の</sup>經<sup>年</sup>の年齢<sup>を</sup>不同<sup>なり</sup>と<sup>し</sup>て八十歳<sup>よ</sup>  
り二百廿歳<sup>中</sup>の<sup>間</sup>あり其中<sup>に</sup>甚大<sup>あり</sup>樹木<sup>少</sup>く<sup>し</sup>て  
十分強健<sup>なり</sup>と<sup>し</sup>て圍<sup>三</sup>尺<sup>高</sup>さ七丈<sup>乃至</sup>八丈<sup>あり</sup>者<sup>屢</sup>々<sup>あり</sup>有<sup>り</sup>  
りホルタエンペリヤル港<sup>の</sup>地形<sup>を</sup>船<sup>の</sup>入津<sup>荷</sup>積<sup>荷</sup>毎<sup>一</sup>等<sup>を</sup>  
を<sup>あ</sup>は<sup>し</sup>悉<sup>く</sup>便利<sup>あり</sup>形<sup>を</sup>具<sup>へ</sup>たり其湾<sup>を</sup>クレ<sup>ス</sup>ト<sup>スカ</sup>  
ヤ<sup>コン</sup>スタ<sup>ン</sup>ブ<sup>ル</sup>ノ<sup>スカ</sup>ヤ<sup>及</sup>び沙洲<sup>港</sup>此<sup>三</sup>港<sup>より</sup>成<sup>り</sup>且<sup>イ</sup>  
ル<sup>ヲ</sup>シ<sup>及</sup>びパラ<sup>タ</sup>と名<sup>く</sup>る二小<sup>港</sup>も亦<sup>これ</sup>に屬<sup>す</sup>此小<sup>港</sup>  
え先年<sup>二</sup>艘<sup>の</sup>船<sup>碇</sup>泊<sup>し</sup>て冬<sup>を</sup>越<sup>し</sup>て<sup>る</sup>所<sup>あり</sup>



ホルタエンペリヤル港とコイトとの間の地方に在る林に  
て黒竜江口に在る者と同一樹木も雜生せり但し其冬時落  
葉する樹木の黒竜江口よりも多く且美麗あり此地方の尚  
混沌の稱を与ふべし其故ハオロチヨニと名くる遊牧人種  
只四十族を櫛せしむるのみあればあり其人を犬と共ニ只  
漁と獵を以て生活を

混沌の原語を處女あり辞書ニ處女、山處女、林處女、野を  
中ニ開墾せざるを云と注せり又未だ戦ニ用ひざる劍を  
處女劍と云ひ天生純粹にして精鍊を経ざる硫黄ニ處女  
硫黄の名有り推て其字義を知るべし

魯西亜人の黒竜江に到りし時ヤセハ人口甚少にして只河  
辺并ニ商客往來の路傍ニ僅の住民ありしのみ方今ニ於て  
民人の最多き部を南方にしてサントルガ灣のクニチユニ  
あり次を黒竜江口及び其律渡の處次をウスリの谷ありコ  
ラト人爰ニ住を次の支那の植民其數少々れども此地方の  
海岸并ニ内部ニ散在を然まども此廣漠ある國土地面の積  
大凡二十七萬二千箇平方空ルストりりて男女一萬人ニ滿  
る

青眼居士曰黒竜江辺の地理方今我國人の為ニ之を縷説  
するも急務ニ非らざる似たり然るもヤノワシ氏嚮ニ亞細

亞の地圖を訳して刊行し今亦自ら此圖を写し記録を添  
て新聞紙局に寄贈する者蓋し深意ありて寓するが如し  
試よ之を猜するは魯西亞人の蝦夷地方に孕頤を々や既  
久し然るは近來亞墨利加之旧領地を活却し専ら支那  
朝鮮の北境を開拓を其志遠大あり事殆ど測可らぬ彼若  
し黒竜江辺より南進して朝鮮を蚕食するに至らば日本  
の北部亦唇亡齒寒の患を免るべし詩よ云どや兄弟  
鬩牆外禦其侮と今我國內穩静ありんば動もされば全国兵  
革の厄はらんといふ若し国内變ありんば万民其業を営み其  
生を保つは遑らざる況や辺境の事は於てをやされば日

本内地の争乱を彼の飽く事なき国人の流涎する所よ  
て即ちやノワシ氏の暗憂ある所あり居士の最深  
く嘆惜憂悶する所あり

○或ル一諸侯歎願書

正月九日十日私名代家來の者召出此書付を以て徳  
川□□朝敵の罪に依りて追討す仰付は万各藩陪臣吏  
卒に至るまで方向を定めは松并よ大号令趣意相心得  
國力相應の人数差出しは松可仕旨に仰渡誠よ以て驚愕畏  
縮の至り奉存以就てハ速に奉勅從事可仕の処中朝よ

り郡縣の制度は為在いつ共 皇国自然の体裁を封建世  
祿は有之鎌倉覇府の時將軍家臣の名目を相立陪臣陪く臣  
の分随て相定り時移り物換り慶長元和以来今日までの形  
勢を成し居い候て凡普天之下率土之濱尊卑貴賤不為  
王臣者を一人も無之いつ共封国領邑其治内の士民各其主  
其君は忠勤のちが則 朝廷へ服事の道は可有此座と奉存  
以私儀□□家臣はいつ共一意は徳川家を翼奉し 朝廷へ  
忠勤仕度素志は有之元来一途同路を更なる方を異より向  
を二よとぐべき所無之追々□□恭順の效相立いつ共 寛典  
の由處置只管歎願哀訴仕度心底は此座は又人数差出いつ共

を外 此用筋はいつ共何程にも出精相勤可申いつ共徳川  
征討は付ての 此沙汰はいつ共下恐臣子を以て君父を撃の  
誤は有之人の大倫天地の大經是は於て乎相悖り昔時源義  
朝 勅命不得止とい申あがら父為義を撃はも同様の筋義  
朝の逆名千載難道 勅命はかうせられいつ共亦三綱相欠  
法度の 此失体も終古難は為免實は私一身の進退難波の  
みは無此座 朝廷の由は深く此惜み申上何分奉 勅後  
事難仕は陪隸微臣の身を以て直諫仕は候餘り恐入敢て言  
上仕兼はいつ共臣子の身進退難波仕は殺幾重にも性情の忍  
ひ兼は此は此座は何卒 此惘察 此宥恕の候奉願上は右

願の趣意 此採用は下置いへむ獨私一家の幸福も無之  
世道人心を干歳の下は維持仕今日 朝廷の由闕失をも聊  
奉補の儀して冥加至極難有仕合奉存の乍去頑愚固陋遂は  
逆鱗を奉犯の次才其罪萬死難遁 闕下は拜伏し斧鉞の  
誅謹で可奉待旨申付以重臣此段哀痛奉壑願以誠恐誠惶頓  
首謹言

慶應四戊辰年二月

中外新聞第十六号

慶應四年四月廿三日

四月十五日 上様水道中由滯り水戸表へ  
以着弘文亭  
へは為入の趣彼地より来り

東久世殿并肥前侯横濱へ来着の由同所より報告はり徴士  
寺島陶藏并関齋右エ門等も来り由  
十六日頃結城小山の辺は戦争はり由り種々の報告あり  
り十八日十九日江戸在苗の官軍追々野州へ発向を其詳あり  
事ハ未相分らば

○夫婦同寝多少の限らる話 唐通居士 訳

原本西洋情史の一章を抄出を

一夫より一妻を娶るは天理より背き家道より害なりとて西洋より古よりこれを戒るを善き教とせりされと動もそれバ此戒を犯す者多かりければ古来賢人これを憂へ種々の教を立て竟るハ夫婦同寝の数をさへ定むるに至るり○モセスといふ人を古の大賢者と仰ぐ程の人あれ共其教の時の習を以て後ひて立られ故にや強ち妻を置く事を禁ぜられを出埃及記の廿二章より一妻を置く

共本妻の衣食及び同寝の数を減可らばと説くればより其他モセスの掟の中は学問の爲あれば三十日までハ妻より遠ざかるも苦しうらむ職業の爲あれば七日を限るとは壯年より職業は差支あられ毎夜同寝るも妨あり假令差支あるも七日の間は二度を欠く可らば但一駱駝牽ハ三十日の間は一度船頭ハ六ヶ月は一度を少きの限るとは又妻若し夫の同寝をいふ事其夫七日目毎妻の資財を取上げ資財尽るに至らば離縁状を遣はすべしと云く○其後ラビン人少く此掟を改め学問の爲あれば二三年の間は妻より遠ざかるも苦しうらむ然るとも可成丈七日の間は

兩度づゝを同寝する様は心掛くべしと云へり○希臘國の  
ソロンと云人も亦古の大賢ありしがアテ子の法令を定め  
し時は毎月必む本妻と同寝をべしと書載せしむ○回と教  
の國は後世より猶此凡俗残り妻と同寝するを夫の勤と  
し妻より之を催促する事宛も債をなするは異ありんば是  
其國は七日毎に一度づゝ同寝を欠くべし若し之を欠く  
時の妻を裁判所へ訴へ離縁状を求むるの權ありとべし  
といふ控はるるは依てきりべし○以上諸賢人の教は小異同  
なりと雖も皆夫の本妻を疎みて同寝の數の足らざるを戒  
むるのみならずいさゝか嘗て其數の過るを戒めたりしは其後

數百年を経て初めて其一例を得しは殊に驚くべき事とや  
いもん所を今の西班牙國の地は中古の世アラゴンと云ひ  
し國あり其國の何と云ひし女王在世の時ありしがカタ  
ロニーと云ふ所の民の妻其夫の同寝の多きを訴へ祭日と  
雖も十度より少き事ならむと歎きしれば女王を之を憐み  
玉ひ速に其夫を召して痛く呵責し今より後一日六度と過  
く可らばと戒め玉ひ且後世の控あればとて此事を普く國  
中へ布告し玉りたり後來好事の輩此等の話を傳へてソロ  
ンが一月に一度と定めしを少きの限としかタロニーの民  
婦が一日に六度を請合ひしを多き限とせし事ありぬ

尚録記事長々ルバ他日續つきと訣出まるべし

○暮春書感

作者不詳

三百年來霸氣雄、豈知時運轉西東、如今命脈君看取、只在西郎  
方寸中

郎一作郷

失題

何事諸公爭桂冠、鷓鴣無復一枝安、朝々濺盡孤臣淚、滿地落花  
風雨寒、

○京師内觸書二通

紀伊中納言

有馬中務大輔

奥平大膳大夫

小笠原豊千代丸

溝口誠之進

伊達伊与守

大總督不日着、付入城、可相成付て、関東内取締尚ふ奥  
羽等速せき平定、至り、以抵指揮可有之、以、付早い出ま発東向  
事 仰付い事

但着府の上直抵大總督へ可届出、以滞陣中、不及申途中  
等摠とて嚴肅、致、一不覺悟無之、抵可心得事

今般已、以親征、以出輦、以遊海軍、以覽の上関東時機  
以依り直抵輦輿を東山道へ可、以為向、思召、以右、以先般

處々よ於て賊臣 官軍を抗し尽く撃破し及ぶと雖も未だ  
餘黨彼是屯在致居以我より相闘へいよ付萬民艱苦の程は  
歎思召以條大總督指揮の上を速に遂忠戦四海平定奉安  
宸襟 此沙汰の事

三月

○京都の觸書二通の写

銅錢の儀當時各国相場は斟酌の上自今一文を以て銀六文  
と通用せ 仰付の事  
右を是より其位當を得ざるを以て動もせれば奸商共異邦  
へ輸出ししは儀も有之依之速に海内へ布告せ 仰付の

事

三月

○ 横濱ドルの相場五七日来又少く上りたる方あり一ドル  
と付四十四匁八分五厘より四十五匁  
錢相場日く下落近日に至て最も甚し今日天保錢金一兩は  
付十ノ九百三十二文 文久錢は十四ノ二百文

○ 髪切の怪談

新聞社友元來奇怪の説を信ぜざ然れども左の奇事を目撃



せりとソム人の有るに任せく附録し以て博學君子の定論  
を俟つ

四月廿日夜小川町歩兵屯所より一人髪を切られたる者有  
り夜半の頃寢所より起きて廁に往し何物とも知らず真  
黒ある物突然と来りて頭を突當ると覺ゆるや否や卒倒  
して人事を知らず此物音を驚きて人々集り介抱せしむば  
頓て正体は成り然るに髪は落ちて二三間も離れたる地  
上は在り其真黒ある物ハ猫の如くよよと黒き事恰も天鷲  
絨の如くありとぞ

中外新聞第十七号

慶應四年四月廿五日

總督よりの相達書寫

軍艦の儀度と相達は通一事不奉いへば恭順の道も悉く尾  
解は可及時機し々 此處置振一結局の 奏聞も不為調  
次第よは勿論兵艦銃器は必兵力を以て 天朝へ不相迫実  
効を表しは訊よは処軍艦奉行榎本和泉主家を思ふ至情感  
心の事よは間願意相貫きは此中尽力可成降は就ては直  
批四艦は其終に下はし付其餘四艦急速 朝廷へ可差上批  
大總督宮中沙汰は条此段相達は事

四月

東海道先鋒 摠督 印

副將 印

田安中納言殿

石川河内守

佐久間鑄五郎

右の者當分市中取締の儀付以間嚴重の忠勵可有之旨  
大摠督宮内沙汰以條相達以事

四月

東海道鎮撫摠督府

田安中納言殿

○重板論

唐通居士

夫之智識を用き凡俗を勵すの道の學問を盛よるより  
善きいあり而して再び其源を推べ全く新書籍の著述より  
り是を以て世界中文明の邦よりして極めり著述のことを  
重んず之を鼓舞せんが為と主として其重板を禁むるあり  
蓋し重板の禁られば新書出賣の利悉く著者は歸せしむる  
して官より著者を褒賞する所以并に著者の益多く著述  
て国恩を報ぐる所以皆此中に存するあり

居士嘗て西籍を訳して褒功院説を著せり近日校正し  
て西洋雜誌卷四に載せしむ

我邦よ於ても旧来重板の禁甚と厳ありしが近頃其法破ま  
しと見え重板の事ありし第十二号又報告あり予おも  
へらく此事果して実ありし世道又閑らる事鮮うらぐ今よ  
り以後新著の利尽く姦商又帰し著述者の損失殊と甚く  
業を破り産を失ふに勿論假令世を憂へ国を思ふの志深き  
者ありとも微力よして損失の補をある事能はざる時著  
述を企つる事叶はざるに至らん是と実と智識を闢き凡俗  
を励まんの本意又非ざる方今百度一新一夫も其汚を  
得ざる者なきの 聖世よ在て只此一事頗る闕典又属を  
よ似たり最以て惜むべく歎き事あれば我公私の為よ

一應これ論弁せざるを得ん

戊辰四月

○  
東久世前少將此度中将よ昇進せらる

四月廿日神奈川奉行水野若狭守同並依田伊勢守 朝命と  
君命とを奉り段々應接濟の上横濱港を東久世殿と肥前侍  
後とよ引渡り翌廿一日帰府に組頭調役亦られよ從て江戸  
よ歸り定役以下小吏に其俸同処して召仕をさす 筈と決せ  
り但し其内勤を辞して江戸よ来りし者も有り

○四月十八日出板横濱新聞の訳

兵庫より一隊の兵士乗船して仙臺に向て出張せり事の模様は依りて江戸へも海路より官軍来りべしといふ會津の国内の士民は布告して曰此度の勅諭を全く天子の真意より出するものあり薩長の意は成まる者あり若し實は罪ありて御門の譴責を蒙らるるは前より切服し其罪を謝せむと雖も實は然らざる事明白あり故は死を以て国は殉じ飽まじ敵と戦ふべしと日本は於て大名の此の如き事を家来は觸と示し事の屢あり是れ人心を激動固結せしむるの策あり曾て先將軍の

長州を伐ちし時長州も右の如き趣を布告して王命に抗ししり會津の国論は一定せずや否や之を知る事能はば若し會津の国論分裂して因循をあらはらば南方諸侯大に力を得らるべし

英国の軍船追々横濱を發して五月十五日即ち日本四月廿三日まで大坂港へ集るべしと布告せられし依て軍艦ロド子イを今日オセアーンを明日此地を發しサラミスも續きてパークス君を載せて此港を發せむ

オセアーンを鉄張の蒸気フリゲートとして四千トン

積一千馬力より大砲廿四位の大軍船あり  
但し此度の命令の平穩の事あり是れ英國使節より上京  
朝廷へ拜礼を行ふが為あり  
オルハント名くる蒸気船一艘京都へ賣れり價洋銀五萬  
ドル此内一万五千ドルを正金其餘を銅にて拂済せり

成澤甚平 記

○ 越後よりの書状は外国人新写より會津へ往き趣を中越  
しより傳習の為あり外の用事ありや未詳あり

中外新聞追々盛ん行なれは付尚來る閏四月より大抵一  
ヶ月二十冊づゝ出板しつゝいづく  
何よりらん珍しき新聞或は訳文を送り呉られ人への製  
本を呈し尚又相當の謝儀差出し可申事  
新聞中へ植込具は松頼に有之は一行に付金一朱の出  
銀を書き加へ可申事  
但し其事柄の取捨を撰者の意に任せ可申は間此段兼  
て以断り申置事  
此小本中外新聞の遠国へ送りは為め合巻より賣出し  
事

中外新聞は洩るる異聞を集め社中にて外編を撰び近日発  
兌いづくべし事

右の外中外新聞別板無之は万一偽板等有之はちと慥ある  
証拠を以ては知らせ可下は厚く謝儀差出可申事

四月

海内中外新聞は... 本堂... 四月... 慶應四年四月廿七日

中外新聞第十八号

慶應四年四月廿七日

横濱在苗外国人の書状抄訳

新泻より報告あり北方諸藩の様子を聊々聞かす事を得たり  
即ち左の如し

北方諸侯は勅使の通行を妨げずと雖も南方の兵會津領  
地に入る事を許さば

溝口侯の兵五百人許京都へ発向を北兵を溝口侯は逼りて  
何故に南黨に属せざるや若し北黨の先鋒を加えらるるは  
ては城地を奪ひ取りし由手強き掛合ありしは溝口よ

り莫大の償金を出して和を乞ひしる由  
北都の兵を越後の高田に到り是より信州に趣くべき由の  
知らせあり  
吾等の思ふ所より北方諸侯の勢益強大とあり遂に進て  
京洛の地を争ふに至るべし

○東山道摠督府より諸藩へ此達の写  
大政の一新の折柄未と政事向不行届を幸として無頼  
の悪徒共愚民を欺き徒党を結び恐多くも官軍の内命或  
を薩長より中付られは杯と偽り唱へ無辜の富家へ押入り

強談難問を中掛加之放火いっく日々乱妨相募り生民全く  
塗炭に陥りい段摠督府かいても深く山憂慮は為遊一日も  
難捨置依之信州一国の賊徒鎮撫向當国列藩へ此仰付い  
間各藩中合夫々持場を定め人数差出し置賊徒の乱妨を防  
き悪徒を召捕諸藩脱走人或は無宿者に至ても速く其藩に  
於て死刑に處さるべし尤百姓よりと雖も徒党は頭立に向  
ハ平日の行状正邪を糾し夫々可致處置は元来無頼の悪徒  
共徒党を結び蜂起いっくい後いっくハ大義條理を以て鎮  
定しハ後一朝一夕も不可行者もい間勅命の旨中達し兵  
威を以て鎮撫可仕い但一年貢諸運上総て此收納向の後ハ

近々此確定の上ハ沙汰可有之ハ間それ迄の所只管鎮撫民  
政又心を用ひ萬民其業又安一ハ以振精一可致尽力旨更  
仰出され以る此段相達以也

辰四月

東山道總督府執事

○江戸市中改革仕方案

神田孝平 述

江戸ハ元來日本國中諸大名輻湊の地あり一府時勢一変一  
今ハ復昔の如くありん且遠くらざる内ハ外國人も居苗を

事又成るべしれハ後年の盛衰ハ姑く差置き眼前此依  
て先立ち行き難き姿あり然れど先づ急又改革の良法を行  
えざる可らば其改革の趣意ハ第一江戸中の智恵と力と  
を集むるを肝要とんこれを集むるの法ハ總代會議の法を  
設くるより今試又其法を論せハ先江戸市中を廿組程又  
分ち各組の中より地面持をより相集り入札の法より誠實  
才能あり者二人を撰こ是を組中の總代として奉行所ハ差  
出をぐ一左をれば奉行所又ハ江戸中組より出る總代人  
凡そ四五十人も集まりべしれハ一大席を設けて集會せ一  
むべ一是を即ち總代會議所あり次ハ會議の法をぐて奉行



の存意もも惣代人の中より申出さる事々も又を市中の者より申立事々も一應必む奉行の手より惣代会議に渡して其評議に掛け一紗承知の趣評決連印の上は非ざれば之を市中に施し行ふべし且何事より以て會議より可然と評決せむ先例なき事々も之を行ふべし又然るべしと評決せしむ旧來の仕來りと雖も直之を廢止せしむ是は其要領あり猶惣体の心得方を言へを抑此惣代を江戸中より撰み出されし賢人あれは即ち江戸中の智恵をいかり出さる者あるが故に銘こし篤と其理合を合點し假初りも一己の私心を挾み一國は江戸中

一紗の爲を思ひ假令の同船して凡波の難に逢く時の如く相和し相助け何事をも取纏め成就せしむるを主とせば一且夫は江戸中廣しと雖も細く吟味されば誰ぞの地は非ざるあり又地面の主たる者己れが地面を大切と思えざるあり今地面を大切と思ふ心を以て惣代を撰み出し其惣代打寄て評議決着せば自然は江戸中を大切と思ふ心を生ずるに至るべし是は實は惣代会議の妙處にして殆ど筆舌にも尽し難き真味あり方今交易商會蒸氣用法製鍊局紙藥法其他惣して江戸市中を富むべき良法極めて多しと雖も先づ右江戸中を大切と思ふ心を一纏めし後

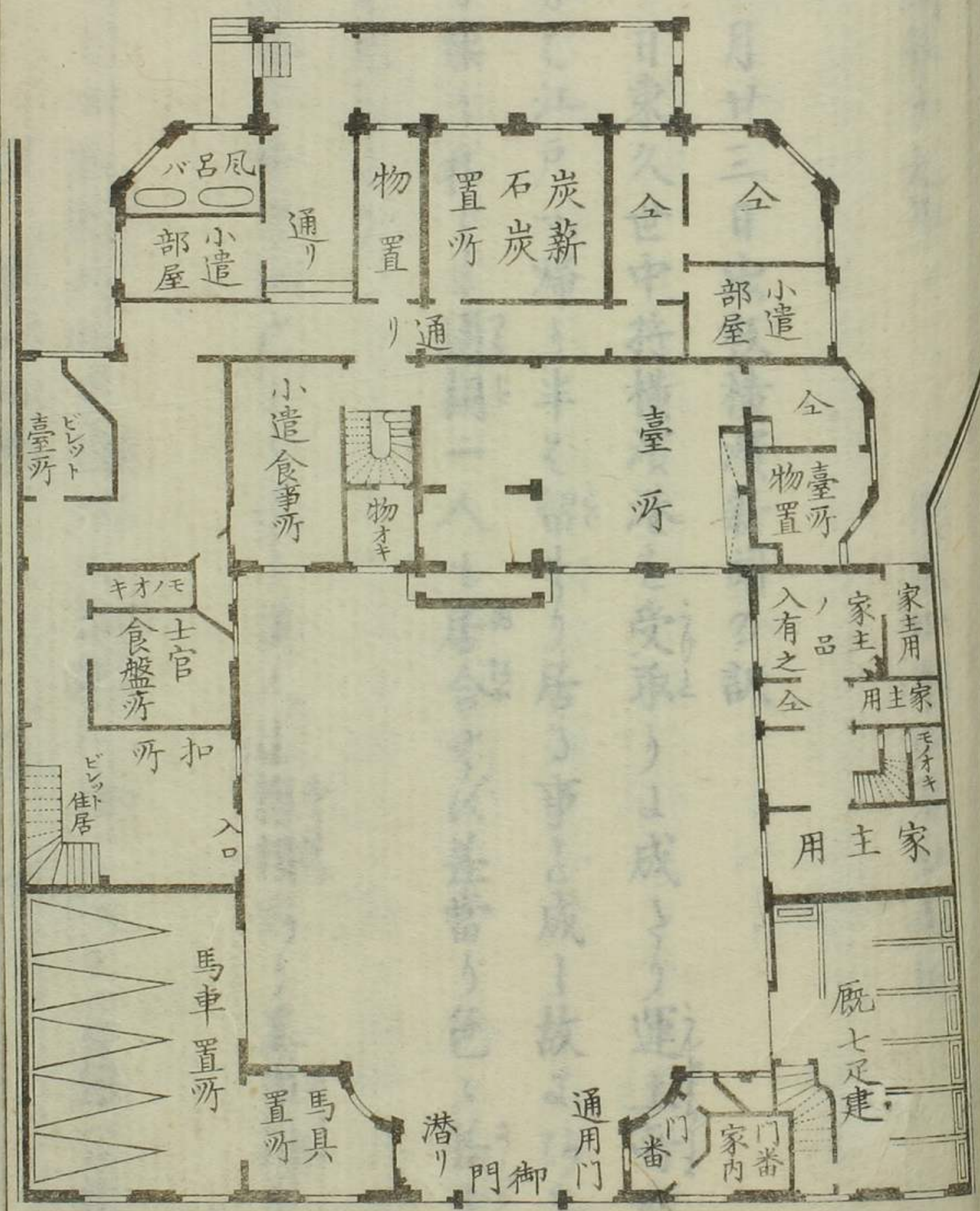
は非とも手を付け難し故に我先づ會議法の大略を述べて  
以て其端を發せんと云

○ 追加 本文總代は撰まらるる者ハ人才を第一とし地面を  
持たぬ者もても苦しくはゆゆ勤役ハ凡四五年を限り  
として交代をせしめ且勤役中の相應の格式と俸金とを  
与ふべし尤俸金の地地主中より之を出せしめし猶論を  
すべき事多くありと雖も且録又暇はらば市中有志の諸  
賢尚其詳を問ひんと欲せば板元よりりて我家より來  
り訪ふべし

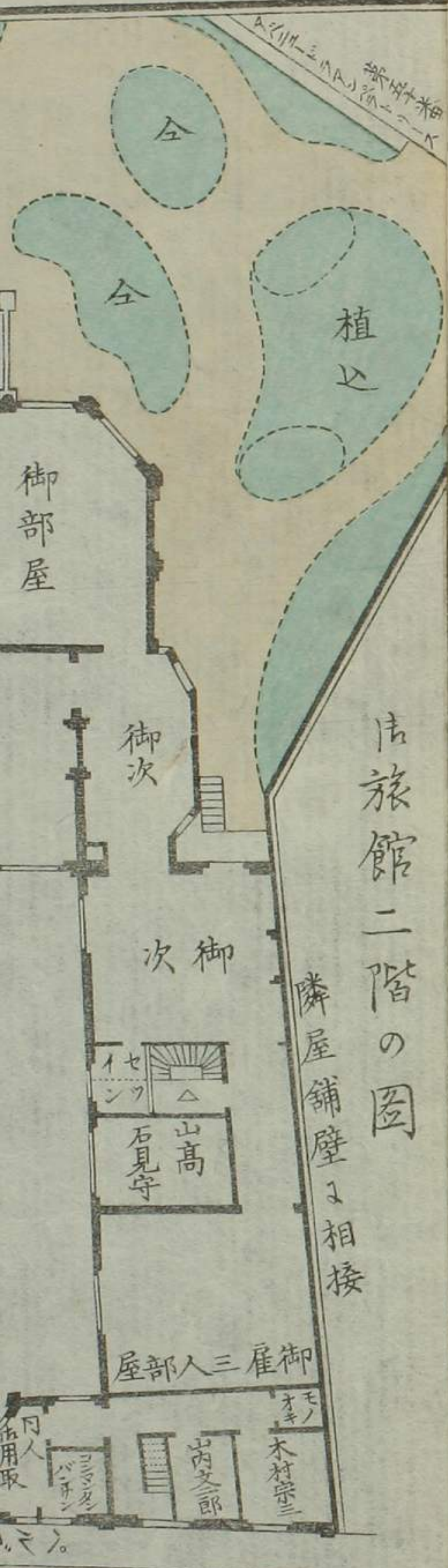
○ 佛蘭西在苗の友人より書翰を得り彼地見聞の事を記し  
且公子民部大輔殿の由旅館の図をも寄贈す故にまづ此圖  
を刊行す

○ 西洋医家必用の藥品チキタリス、ヒヨス、サルヒヤ、カミルレ  
マヨラン、亞麻、アルセム、メリッサの類追々傳來し當今に至り  
ては外船を待つべし其用乏しうらば其他花草菜蔬等も  
次第に舶來多し吾去冬佛蘭西より帰帆の時も亦種々草木  
の種子根塊を携へ來り其内はサフラン、コルレクム、アルマ

徳川 民部 大輔 フラン ス國 パリ 旅 館 の 圖



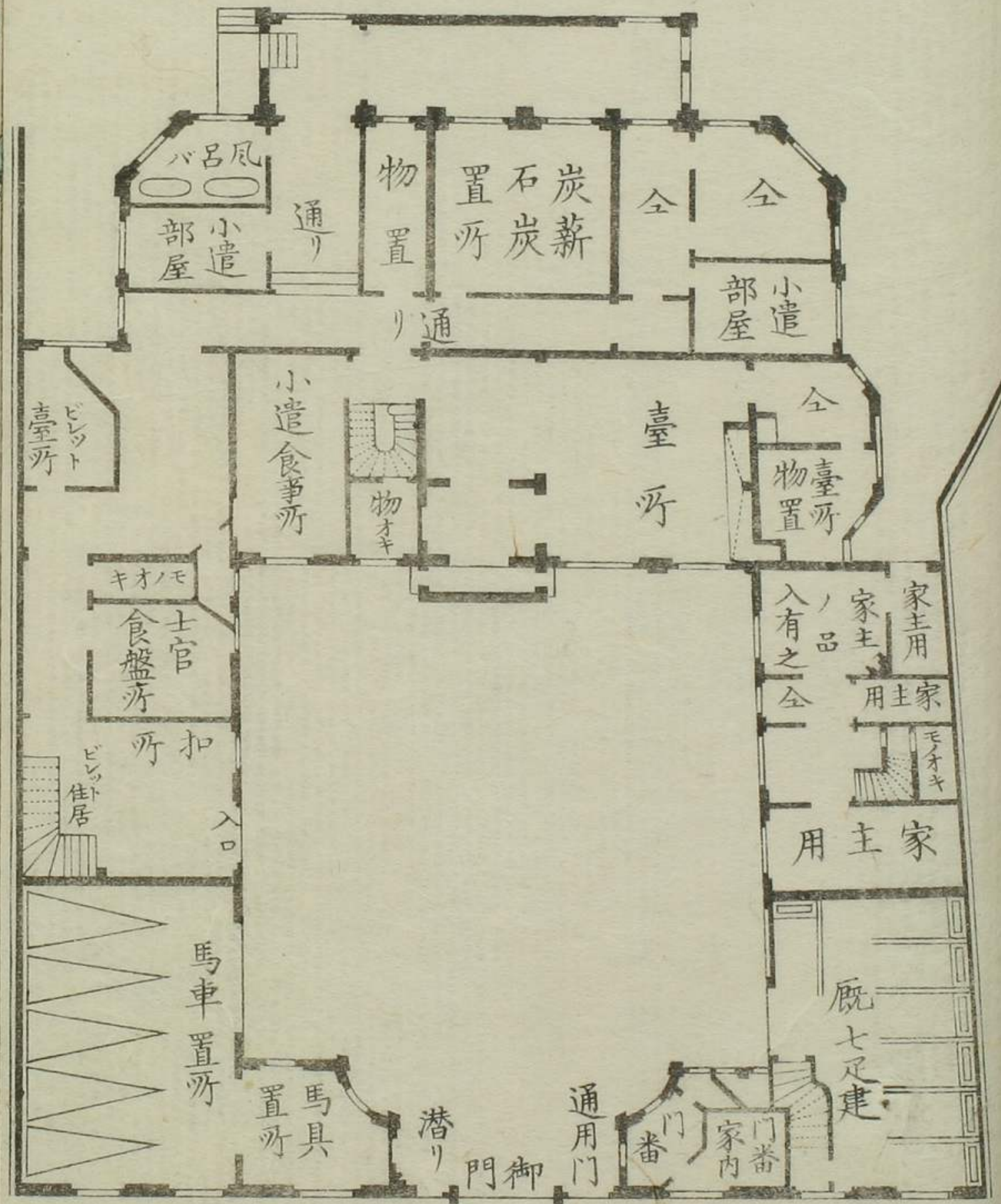
法旅館二階の圖



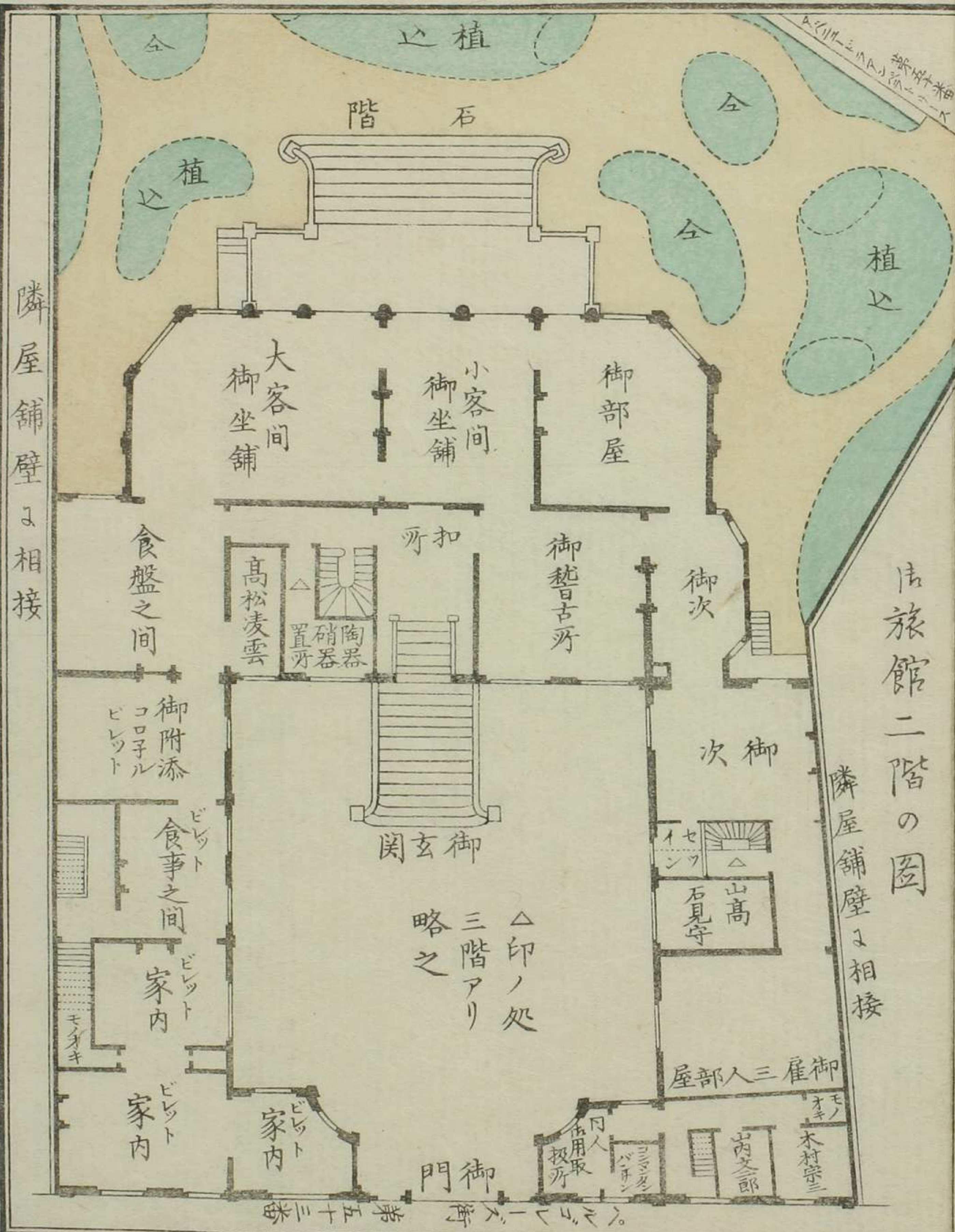
ア、セーアユイン、イリスフロレンチナ、ラヘシデル、カルタ  
 等なり此等次第に繁殖せむ後來一個の国益とも成るべし  
 又革菓も方今も許多の菓を結ぶに至り此物世間も流布  
 せむに至らば亦一種の物産を増補せといふべし  
 革菓元和産あり西洋名アプル俗稱オホリンゴと云ふ林  
 檜の属にして実大且甜美あり  
 砂糖を只甘蔗より製するのみならず西洋より採る茶菜の根  
 よりも採り又楓の樹より之を採るいとむら棒砂糖と云  
 者を皆茶菜より製する者あり

田中芳男 記

徳川 民部 大輔 フラン ス 國 パリ 旅 館 の 圖



法旅館二階の圖



隣屋鋪壁ニ相接

隣屋鋪壁ニ相接

砂糖を只甘蔗より製するのみならず西洋よりハ茶葉の根より採り又楓の樹より之を採るいとあり 捧砂糖と云者え皆茶葉より製しとる者あり

田中芳男 記



パークス君此船に乗ト京都に到リ 天子に謁して事を議  
せらるる為あり

江戸及び近在此有松にて戦争もあく穩に引渡し小成る事  
らば各国公使弥新政府を日本全国の領主と認め諸事共  
相談いづゝ助力を乞ふ然れども北方諸侯も何人にて  
も先將軍の為に兵を起し南方諸侯と戦ふ者有りて日本  
尚大君の事明らある間を各国公使矢張是まの通局外  
中立の法を守り決して手出しを成さざるべし  
兵庫よりの書翰に大坂兵庫共の万事誠平穩あり帯刀の  
者も多く居留を然れども外国人に對してはいづれも  
町喧

ある事より更に心配の事あり是を以て考れむ新政府の役  
人の餘程閑けしむと見えより前の政府の家臣は此の如  
き人の甚ど稀よられりしのみ  
日本商人の臆病より代呂物の仕込をある事甚少故に當  
地の交易甚微くとして寂寥あり恰も野陣の光景に似て更  
に交易場の景色よりしむと云へり  
横濱今時輸出貨物の直段左の如し  
生糸前橋極上の品十六貫匁に付八百六十ドルより九百ド  
ル次々八百ドルより八百四十ドル並に六百四十ドルよ  
り七百四十ドル奥州極上八百三十ドルより並六百五十

ドル迄色つらく不同ふたう甲州極上品あり並なりて六百五十ドルより七百ドル越前極上六百八十ドルより七百十ドル次を六百四十ドル位並を四百五十ドルより五百五十ドル茶極上ちや品十六貫匁ぬ付三十四ドルより三十六ドル最上三十一ドルより三十三ドル其次色つぎ不同並あの最下直おもひがたきあり所ところより十六ドル位烟草たばこ一番口十六ノ目め付十四ドル二番を十ドルより十二ドル三番を七ドルより九ドル蠟ろう十六メ目め付十六ドルより十七ドル人參じんじん五十斤しん付一ドル半より四ドル二分ぶんまで

菜種なな十六ノ目め付三ドル九分ぶんより四ドル菜種油十六ノ目め付八ドル九分ぶんより十ドル樟腦しょうのう十六ノ目め付廿二ドルより四十四匁もん一分あり輸入物價いんぷつぶつげんを又次号またじごうより訳出わけだせむべし

○日本民口の多少を論ぶ  
 是を横濱在留洋客某の説せつあり偶たま其手記の稿本こうほんを得て之を抄しょうむ

青眼外史 訳

西洋の地学書は日本の民口を総計する説いづれも同ト  
らば或を一千万有餘と云ひ或を一千五百万或は二千五百  
万或は四五千万といふ然るも我日本よ來り住むる事既に  
数年日本人よ遇ひて屢これを質問するも一人も慥に其答  
をある者あり然れを諸書よ言ふ所を固り傳聞の傳は記し  
しる者あるが故より大なる差ひあり併しありたり日  
本の国凡何事も隱秘しき實事を外国人よ告げざる習あり  
ある故に民口の真數も隱しき知らせざるもやと思ひて種  
々探索せしが全く民口の慥ある數を政府の役人さへも知  
らざる事と見えたり左をれば人別改めの法の粗ある故に

民口の數正しく知難きあらん歐羅巴洲就中文明開化の  
邦に於ては殊更民口の數を改むるも其規則ありて本洲を  
離るる藩屬の地方までも明細に調ぶる事あり夫故年々  
人民増殖の數も慥に相分る事衆人の知る所の如し日本よ  
ても往古を王朝より國々の人別を細く改められし事  
もや古史を按むるも往々全国の戸口を吟味し其内より兵  
士を取りし事明らあり紀元六百八十九年よ天下の民口を  
計り男子の四分一を兵丁よ充ぐる由を記し又九百八十八  
年よ全国の入夫八十八万三千二百廿八人ありし由を記  
せり却て今日よ至りて民口の多少詳あらば然れども吾が



考ふる所よりてハ四五千万といふを固より誇大の談ありて  
大抵一千五六百万といふ者其実を得るに近うといふ其  
證據を言ふに吾が英吉利の大きき日本并に四国九州と合  
せしむる大きき其里方積を比較せれば大抵日本ハ英国の一  
倍より少しの英国を戸口の稠密ある事殆ど政羅巴の冠より且  
国土より開けて不毛の地あり而して人口二千七百万有餘  
たり若し日本の人烟稠密ある事英国と均しくしむるに五  
千万を過ぐると云ふも適當ありて然るに吾日本の周圍を  
航行し港々の様子を一望し富士山を初め諸山に登りて山  
麓の地を望み見ると不毛未墾の地甚ど多し英國よりてハ倫

敷を離るる事數十里の僻邑と雖も民戸を尚櫛比を日本を  
江戸を距る事僅に五七里にして既に廣漠の野有りて僅に  
星散の人家を見るのみ是より推考すれば全国の人口  
吾が英国より少きをもとより之事より假令多くも二千万  
よを過ぐらべし且又六七年来生糸の輸出盛んして日本産  
物中の随一たり然るに年々直段高く成り行くのみよりて出  
高ハ一向増は事あり其生糸の出る地ハ甲州信州奥州越前  
あどりとていづれとも不毛の地多き国あり勿論日本人ハ例の  
亞細亞風にして旧來の仕来りのみを守り新に土地を開き産  
物を殖と事あどを好まぬ風俗あれども現在莫大の利益は

る生系さくも仕入をまら者ものの少き故ゆゑ以て考ふとバ是亦思おもひの外民口の少き一證あらん歎

中外新聞第二十号

慶應四年閏四月三日

四月廿四日出板オ、フルランドメイルと名くる新  
今般政度一新を計りて 御門を古昔の帝王の權は復し  
將軍の政權を止むるの大改革追々抄取りべき様子に見ゆ  
嚮は 勅諭の趣を 前將軍慶喜公へ達せられしは其事首  
尾よく奉命たりて 公自ら鎮靜の爲は尽力少ありしは  
且今月十二日江戸を發し其父君の住居せられし水戸と  
いふ地へ退隱し其情実憐む可し扱江戸城を即日 勅

使へ引渡しよ成り當港の事務も亦官軍へ引渡しよ成りよ  
り即ち此神奈川港を受取りよ来りよ新ニニストルを東久  
世中将并よ肥前侍従あり但し肥前侯も九州の大名東久世  
を元来公家よして少將の官ありよ此度當地出張よ付て  
中將よ昇進をと云ふ

會津を日本中第一の強藩あり只地形の峻岨あるのみあり  
を其人飽くまで強勇よして死を怖むむ南方の諸侯必之  
を代ふんと欲せば數万の人を損ト數月の久きを経て成功  
を期し難くよごとく如くはたくうひを休めて和平を謀るよ  
會津侯と恭順を尽しよ 勅使を迎へ歎願して曰近畿よ於

けり突砲を全く士卒の過失あり併しあつら 朝廷よ對し  
奉りし儀よその更よ無之れとより叛逆あどく云ふ事少し  
も覺られなき旨明白よ申披き有りよつら 勅使も大よ見  
込違ひよと帰洛らりよと云ふ

○タイムスと名くる新聞の訳

日本よ於て 此門と云ふ称号を偏よ人の畏服をるものと  
見えしり且國人の信仰をるや恰も神佛の如くあり 現在幼  
年の 君を擁しよさへ天下よ命令を下よの勢あり  
此 君よ動らざる威權を与へ其扶助をよ国内の為よ靜  
謐一致をたつるを我等よ於ても望ましき事あり嘗て日本

の隣国ある支那に於ても此の如き處分成功を奏せり日本  
旧来の如く只一人のみ利を専らよして天下と利を共よせ  
ざる仕法を我英國の如き貿易を好む国民の甘ぜざる所な  
り

渡部一郎 訳

○四月廿九日の觸書

上様水戸表へは為入の謹慎を遊いよ付跡を慕ひの機嫌  
伺等罷越の者も有之哉は相聞えの事情尤の儀よと以へ  
其の法を侵し罷越はてたの謹慎中却ては為りも不相成  
の心得違ひの者無之松精と申諭万一押て罷越は者これ

置の事  
りるよ於ては急度相達し品も可有之は条兼て可なり渡

四月

○ 朝廷へ左の四艦献貢相濟

富士山 翔鶴 觀光 朝陽

右の外 開陽 回天 蟠龍 千代田を其供に下之

○四月廿六日林玖十郎の使として京都へ出立を今月十日  
頃を帰着せしき由

右の用の趣の寛典の振合を 大総督府より京都へは伺よ

相成は由

○横濱別段新報の訳

此節日本國中の騒乱より乘り當港在苗の或る外国人サント  
岸ス島の砂糖竹植附を渡世と致し以者と約定し日本人三  
百餘人を三ヶ年の年期にて雇ひ切り砂糖竹植附刈込等  
使役せりが為被地へ差送せり

或云給銀一ヶ月五ドルづつて期限五年ありと

期限給銀等へ同ドからげと雖もいをゆる黒奴賣買の所業  
よ等しき事にて此の如き所業ハ萬国の法例は戻り且無辜  
の日本人狡黠の外国人は欺り利益ハ悉く彼に奪われ憐

むべし日本人を酷熱の氣候と辛勞煩苦は堪へざりて疾病  
よ罹るのみありんば万一如何程惨酷の所置は逢ふとも訴ふ  
可き處ありとて死せとも期限中の故郷へ歸るの路あり  
不祭の鬼とあるに至らん嘆惜せべきの甚しきとあらば  
方今日本全国平穩ありんば政府も此の如き事を處置し  
るの暇ありとて然れども国乱稍治まりとて政府も  
能く此事件を糾し之は関係せし者ハ相當の罰を加へ後來  
の患害を防ぐべきあり然らざんば民人の災害のみありん  
日本の大恥辱ありとて  
サント岸ス島近來天死の者多く民口年々減少故は是ま

で支那人を雇ひ使役せしむる支那人も炎暑と虐使とより苦しみ彼地へ往く事を好まざれば夫故に此度日本人を雇ふ事を試みこころあつべし

黒奴賣買の事を既に禁止とあり其後英國政府と支那政府と條約ありて支那人を年期を定めて外国へ送りし事いとども是亦禁止と成り

○上野山内への布告書

彰義隊忠義奮発并に當山諸向に警衛を付赤心の条に宮様も感浅うし以来恐多くも尊体當局への委任は遊以段に沙汰の趣覚王院より相達の間此段及廻達

別紙

昨日 大總督官様より岩井左エ門に召今日登城の処  
参謀正親町への逢有之北陸道總督兩卿當山へ轉軍の儀に  
付昨日覚王院を以て右の兩卿へ仰入且彰義隊長より申  
上の趣逐一 大總督官へ言上の処 山門主様思召の次第  
覚王院尽力の段并に彰義隊精忠の旨委細承知に感不斜思  
召に付右轉陣の儀を由見合に成り段山口達之事

四月廿四日

○喻言一則

唐通居士

ける男二人の妻を持ちたり一人の年をけ一人の若うけ

りその若き女由辺の鬢髪は白き毛の交まるこそ似合を  
うらぬ願くを白きを抜き黒き毛をどうりを留めおろさ  
と言ひくれれば男抜りせよとけし女の前より往  
まけるよ女の言ひくると妻く年老いて由辺の如く若き  
夫を持らんハ世は男の無き中うとて人のほごけりも  
しるやうに同く黒きを抜き白きを留めんとし男せ  
んうあきて又ぬれせよとけし彼方とてぬれ此方  
よとぬれ果を髪髪とも無うとぞ有けるその如く君  
子らん者兩人の機嫌を取らんとして己が心定まらざれを  
終に其身は禍を得ること昔も今も其う少うらむ心を

くべき事よこそ

○題あしづ

中島信敬

不とく死を忍び岡の忍び音をおのり五月は早くして

うのきついでちの日 目賀田守蔭

立ちへる由代りもうも更よ又葵りさしん月を来よと

千年功業夢中夢 小中村清矩 紀藩

そのうみの根さし深き葵草露を袖よと思ひうけきや

失題 廣沢安任 會藩

欲因大義拳綱維一決此心何又疑休逐末流煩口舌至誠自有  
貫天時





